

H27 年度 作業班の検討状況中間報告書

- 総務班
- 危機管理班
- 営業業務班
- 給水装置班
- 工事執行体制班
- 運転管理班
- 水質管理班

平成 28 年 2 月 18 日

作業班中間報告書（総務班）

標記の件につきまして、総務班内における検討内容を下記のとおり報告いたします。

検討項目	内 容
組織機構について	組織機構については、「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ」の内容を基本として、組織図、人員配置、事務分掌等について、今後、協議・検討していきます。
財務・経理について	経理事務の実施、財務会計システムの導入に当たり調整が必要と考えられる項目について調査しました。 調査結果を分析し、企業団で導入を予定する各種システムの開発に反映できるよう具体的な内容の検討を進めます。
各種例規の整備について	会計規程(案)を、他の同種規程等を参考として事務局(案)として示しましたが、組織機構との整合を図るため、継続して検討しています。 人事・給与制度、労務管理、福利厚生、旅費・給与等については、今後、企業団として必要な例規(案)を各班と協議・調整を重ね作成していきます。

平成 28 年 2 月 18 日

作業班中間報告書（危機管理班）

標記の件につきまして、危機管理班内においての検討内容を下記のとおり報告いたします。

検討項目	内容
災害対策基本計画について	災害対策基本計画の主となる危機管理指針や災害対策マニュアル体系図について検討を行いました。今後、災害対策基本計画を作成していきます。
事象別の災害対策マニュアルについて	災害時等に対応するための個別具体的なマニュアルの内容について検討を行っております。今後、個別具体的なマニュアルを作成していきます。
緊急時の対応について	緊急に修繕を行う必要が生じたときの体制、資材確保、企業団内部や関係機関との通信手段や連携体制等について検討していきます。
県や市町との協力体制について	災害等に対して迅速に対応するため、企業団と県・市町が相互協力を行えるような体制づくり、及び必要な協定について検討を行っております。今後、危機管理における企業団と地方公共団体の首長との責任と権限の所在についての議論を踏まえて、県・市町との連携及び協定の具体的内容について検討していきます。

平成 28 年 2 月 18 日

作業班中間報告書（営業業務班）

標記の件につきまして、営業業務班内においての検討内容を下記のとおり報告いたします。

検討項目	内容
水道料金等について	<p>現在、県内水道事業者の水道料金は各事業者によって、基本料金・従量料金・量水器使用料など個別の体系となっています。また、検針及び収納サイクルについても各事業者によって異なります。</p> <p>作業班では、公平かつ適正な水道料金体系の統一に向けて、どのような調整が可能か検討しています。</p>
窓口サービスについて	<p>水道事業者における窓口サービスには、料金の納付や窓口でのお客様対応、閉開栓の受付など様々なことが考えられますが、お客様センターの設立など、企業団としてお客様に公平なサービスが提供できるよう検討しています。</p> <p>今後、納付方法の多様化等についても検討していきます。</p>
区分経理期間中の各事業者間の調整について	<p>区分経理期間にあっても、企業団として、水道使用者にスムーズで適切なサービスが提供できるよう、事業者間の調整について、検討しています。</p>

平成 28 年 2 月 18 日

作業班中間報告書（給水装置班）

標記の件につきまして、給水装置班内における検討内容を下記のとおり報告いたします。

検討項目	内容
給水装置工事施工基準について	給水装置工事の施工における県内の統一基準はありますが、部分的に事業者毎の基準が残っているため、統一に向けて検討しています。
給水装置工事施工申請について	施工申請方法、設計審査方法、検査項目、検査方法等の統一に向けて、検討しています。
給水装置の修繕について	給水装置における修繕方針の統一に向けて、内容について検討しています。
指定給水装置工事事業者について	各事業者が指定している給水装置工事事業者の取扱いや、新規の指定申請、企業団の指定給水装置工事事業者規程等について検討しています。

平成 28 年 2 月 18 日

作業班中間報告書（工事執行体制班）

標記の件につきまして、工事執行体制班内においての検討内容を下記のとおり報告いたします。

検討項目	内容
工事の設計、監理、施工、中間・しゅん工検査等業務に関する方針について	<p>各事業体における工事執行業務の実施状況を把握し、企業団としての統一基準について下記項目等を検討しています。</p> <p>① 工事設計業務及び積算業務については、旧事業体ごとに設計基準等が異なる状況であるが、企業団としての設計基準等の共通性を確保する必要があることから、設計積算業務部署の設置について、検討を進めています。</p> <p>② 技術検査室の配置等について検討しています。</p> <p>③ 工事施工及び工事監理・検査についても、共通性を確保する必要があるため、各事業体における仕様書様式・検査基準等を整理し、素案作成を進めています。</p>
工事入札事務及び契約事務等に関する方針について	<p>入札参加資格者基準・工事発注基準・入札執行体制等については、各事業体の方針及び地域性等を考慮して、企業団移行期の柔軟性を確保しつつ、企業団設立後の統一基準について、公平・公正、透明性の確保と発注工事の水準維持・向上に向け、検討しています。</p> <p>今後は、企業団としての統一基準の素案を作成していきます。</p>

作業班中間報告書（運転管理班）

標記の件につきまして、運転管理班内においての検討内容を下記のとおり報告いたします。

検討項目	内容																		
<p>県内浄水場等施設における運転・保守管理基準の統一について</p>	<p>県下の浄水場等施設の運転管理について、現状分析を行うとともに、企業団発足後において浄水場等運転管理委託における仕様等の管理基準を統一することが可能であるかを検討しています。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体</th> <th>有人</th> <th>無人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄水場（簡易水道含）</td> <td>66</td> <td>26</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間委託している浄水場</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>個別民間委託</td> </tr> </tbody> </table>					全体	有人	無人	備考	浄水場（簡易水道含）	66	26	40		民間委託している浄水場	17	11	6	個別民間委託
		全体	有人	無人	備考														
浄水場（簡易水道含）	66	26	40																
民間委託している浄水場	17	11	6	個別民間委託															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>配水池数</td> <td>485カ所</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場数</td> <td>359カ所</td> </tr> </tbody> </table>				配水池数	485カ所	ポンプ場数	359カ所												
配水池数	485カ所																		
ポンプ場数	359カ所																		
<p>県内浄水場等施設の委託業務の範囲について</p>	<p>企業団発足後における、浄水場等施設の委託施設の範囲と今後の運転管理等における官民連携のあり方について検討しています。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施体制</th> <th>メリット</th> <th>デメリット・課題</th> </tr> </thead> </table>					実施体制	メリット	デメリット・課題											
		実施体制	メリット	デメリット・課題															
	<p>企業団直営</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業団で職員を確保し、計画・設計・建設・運転管理・保守・検査の全てを直営で実施 一部業務のみ委託 	<ul style="list-style-type: none"> 公営水道堅持 公共運営による安心感 一元化組織による統一性の確保 確実な技術継承 	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの出向職員の確保が不可欠 不足の場合、職員の補充等が必要 															
	<p>個別民間委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業団より、運転管理・保守のみを浄水場毎に個別に民間委託する。 それ以外の計画・設計・検査は直営 	<ul style="list-style-type: none"> 競争性の発揮によりコスト縮減が可能 個別委託を適切にモニタリング出来れば技術継承も可能 地元等民間参入機会増加 	<ul style="list-style-type: none"> 過度な価格競争による安かろう悪かろうの懸念 委託に伴う企業団での発注等業務増加 モニタリング業務量増加 技術継承が困難 															
<p>包括的民間委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業団より、全ての浄水場に対して、一括で包括的に民間委託する。 委託範囲としては、運転管理・保守・ユーティリティ調達等 	<ul style="list-style-type: none"> 現場管理人員は民間で確保できる 適正な技術提案により、適正な技術力とコストを実現 長期包括により企業団の事務量は少なく済む 	<ul style="list-style-type: none"> 価格のみの評価では安かろう悪かろうの懸念 企業団に現場を理解している人がいなくなる 技術は、民間にしか残らない 																
<p>公民共同企業体</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業団と民間で共同企業体を設立し、そこが包括的に施設全体の管理運営を実施する。 企業団は建設改良に関する4条予算関係を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 半直営により企業団にも技術が残る 現場管理の職員は、民間が補完することで、人員確保できる 企業団職員は4条に専念でき、施設統廃合やダウンサイジングが推進される 	<ul style="list-style-type: none"> 出資法人を作る作業が必要 市町との合意形成の必要性 																

平成 28 年 2 月 18 日

作業班中間報告書（水質管理班）

標記の件につきまして、水質管理班内においての検討内容を下記のとおり中間報告いたします。

検討項目	内容
水質管理の方向性について	水質管理とは、水道事業の根幹部分であり、水質事故や健康被害を未然に防ぐためにも、常時の安定した監視体制、非常時にも早急に対応できる自主検査体制を整えておかなければならないと考えて、具体的に検討しています。
水質検査体制について	検査体制や施設整備の状況をみながら、統廃合を含めた配置箇所を考えるとともに、水道GLP※1が、継続できるような検査体制を整えるよう検討しています。
水質検査計画の作成について	企業団設立当初の水質検査計画（案）の作成を行っています。
水質検査機器の更新について	主要な水質検査機器（ICP-MS※2、GC-MS※3等）の更新は、現在保有している機器を基本に、実際の機器の使用実績を考慮しながら耐用年数を見直し、現実に即した更新計画（案）の作成を行っています。

※1 日本水道協会による水道水質検査結果の精度と信頼性保証を確保するための水道水質検査優良試験所規範であり、県内では、高松市が取得している。

※2 主に金属類の分析に用いられる。

※3 主に有機物質や臭気物質の分析に用いられる。